

# 地域文化に係る調査研究事業仕様書 (令和5年度天橋立世界遺産登録に係る調査研究業務)

## 1 目的

天橋立世界遺産登録に向け、暫定リストへの記載をめざして、天橋立の顕著な普遍的価値に関する調査研究を行う。

## 2 業務内容

### (1) 2022年度オンラインカンファレンスの動画制作

- ・2023年2月3日(金)に開催したオンラインカンファレンスの報告用動画を制作する。(ショート版、ロング版、日本語字幕版、英語字幕版 計4本)
- ・ロング版は、待ち時間を省いた全記録動画とする。ショート版は、要点に絞った内容に編集した動画をいい、ロング版の概ね3分の1以下の再生時間とする。

### (2) カラーパンフレット(冊子)制作

- ・これまでの調査研究成果を踏まえた天橋立の価値の紹介
- ・天橋立の基本情報や法規制、参考資料等は、天橋立の世界遺産登録に必要な範囲で掲載する。
- ・部数は100部とする。

### (3) 天橋立のOUVの方向性検討のための資料作成

- ・これまでの天橋立に関する調査研究成果に基づいて、OUVの方向性を検討するための資料として近年の世界文化遺産登録の動向を踏まえ、構成資産候補、アトリビュート候補の整理を行う。

## 3 成果品と提出部数

業務終了後、業務完了報告として、委託内容及び成果に関する報告書をまとめ、紙(A4版)及び電子媒体で提出すること。

- |           |    |
|-----------|----|
| ・業務完了報告書  | 1部 |
| ・調査研究報告書  | 4部 |
| ・上記 電子データ | 4部 |

## 4 成果物の納品

### (1) 納期

令和6年3月31日まで

### (2) 納品場所

京都府地域文化活性化連絡協議会事務局(京都府文化生活部文化政策室)

## 5 注意事項

- (1) 本事業で撮影した素材を含む成果品の所有権、著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、利用権は、委託者に帰属するもの

とする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関する無期限の使用について必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

- (2) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担により、これを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 委託者は本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は委託者と協議を行うこと。
- (6) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、現状回復及びその他賠償等について、対応すること。